

ご契約者様へ

平成 28 年熊本県熊本地方の「熊本地震」に係る金融上の措置

弊社は平成 28 年 4 月に発生しました「熊本地震」による被害により、災害救助法が適用されましたので、熊本県内の被害者に対し、状況に応じ下記の措置を講じることとしました。

記

1. 各請求にあたっての「保険証券」紛失は本人確認をもって、省略します。
2. 生命保険料については、契約者の被害の状況に応じて、猶予期間の延長を行います。

以上

平成 28 年 4 月 18 日
ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
代表取締役社長 加藤 市朗